

第5期
(平成24~26年度)

練馬区
高齢者保健福祉計画策定に向けた
報告書

平成23年10月

練馬区高齢者保健福祉懇談会

【 目 次 】

[1] 第 5 期高齢者保健福祉計画で取り組むべき課題	2 頁
[2] 課題別の提言	3 頁
課 題 1 地域貢献につながる社会参加の促進	3 頁
課 題 2 高齢者の見守り	6 頁
課 題 3 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援	10 頁
[3] 資料	15 頁
1 練馬区高齢者保健福祉懇談会の設置について	15 頁
2 練馬区高齢者保健福祉懇談会開催経過	16 頁
3 練馬区高齢者保健福祉懇談会委員名簿	17 頁

[1] 第 5 期高齢者保健福祉計画で取り組むべき課題

平成 26 年度末には「団塊の世代」が高齢期を迎え、練馬区の高齢者（65 歳以上）人口は約 15 万 1 千人、総人口に占める割合（高齢化率）は 20%を超える見込みである。また、高齢者のうち、後期高齢者（75 歳以上）の占める割合が 5 割に達し、ひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯や、認知症高齢者の増加も確実なところである。

このような中で、介護保険制度を中心とする高齢者の保健福祉施策は、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、持続可能な制度として運営することが求められている。具体的には、介護・医療・予防・住まい・生活支援等サービス等が切れ目なく連携して提供される、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進める必要がある。

本懇談会は、これらの現状を踏まえつつ、練馬区長からの依頼に基づき、第 5 期高齢者保健福祉計画の策定に向けた、下記の 3 つの課題についての検討結果を報告する。

課 題

- 1 地域貢献につながる社会参加の促進**
- 2 高齢者の見守り**
- 3 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援**

[2] 課題別の提言

課題1 地域貢献につながる社会参加の促進

【区への提言】

区はこれまで、敬老館（室）、高齢者センター等の拠点を中心に、高齢者の生きがいをづくりに寄与する施策を展開してきた。今後も高齢者の社会参加を促進し、活力ある地域づくりを推進する施策、事業への取り組みを継続する必要がある。

加えて、前例の無い高齢社会においても活力ある地域社会を維持するためには、生きがいをづくりにつながる活動のみならず、高齢者自身が身近な地域への関心を深め、地域の支え合いにつながる社会参加活動の担い手として主体的に取り組むことが期待されている。

特に、これから高齢期を迎える「団塊の世代」は、地域を支える中心的な人材として期待されている。「団塊の世代」の社会参加活動に対する、様々な支援を行う必要がある。

区は、このような現状を踏まえ、第5期計画においては、下記の施策を推進することが求められる。

1 場・機会の提供

社会参加活動のきっかけづくりとして、敬老館、高齢者センター、地区区民館、地域集会所等、拠点となる場の提供や、シルバー人材センター、老人クラブ、町会・自治会等、機会の提供に努める必要がある。

2 社会参加活動に取り組む人材の育成

意欲がある方や、豊富な知識、経験、技術を持っている方を、社会参加活動を担う人材として育成することが必要である。

3 情報の提供

きっかけづくりや、既に社会参加活動を始めている方等への情報提供や啓発活動に取り組む必要がある。

【委員個別意見】

1 場・機会の提供

- 地域での活動に「参加したい」という意欲はあるが、実際の行動にはつながっていない方の意向を踏まえた施策が必要である。
- 就労やボランティア活動の推進は重要である。また、具体的な活動には、多様なニーズがあるため、できるだけ多くの意向を反映したものとすべきである。
- 地域で居場所となる自主活動の拠点は、介護予防の推進にも同時に寄与するものであり、支援が必要である。
- 都市部では、生活スタイルに共通点が無いため、近隣住民同士で密接な関係を築くのは難しいことが多い。このため、敬老館や高齢者センターにおける講座・教室等の事業は、地域の間人間関係づくりに寄与するものであり、今後も継続・拡充するべきである。
- 高齢期に入ると、心身状況が変化し外出が難しくなる場合がある。このような方への訪問事業は、とても有効である。区はこれらの活動に対する積極的な支援が求められている。
- 地域の自主的な取り組みを促進し、地域の潜在的な活力を引き出すことで、地域住民自身による課題対応力を高める必要がある。
- 区は、様々な知識・経験を持つ高齢者の意欲、能力を活用し、地域で活動しやすくするための調整役としての機能が求められている。

2 活動に取り組む人材の育成

- 地域福祉パワーアップカレッジをはじめとする、地域に対する関心を深める学習の機会を提供し、地域住民同士のつながりを推進する人材の育成は重要である。
- 成年後見制度等、高い専門性が求められる分野での貢献に意欲を持つ方もいる。これらに携わる人材を育成することも重要である。
- 社会参加活動に意欲のある高齢者向けの事業を推進するとともに、参加者を高齢者に限定しない事業等を通じ、様々な世代が出会うきっかけづくりと、世代間の交流を推進する人材の育成に取り組む必要がある。

3 情報の提供

- 社会参加を促す場合、地域特性や個人の経済状況を踏まえた対応が必要である。
- 見守り訪問員等、対象者のご自宅等へ訪問する事業は、様々な情報を直接提供できるため、外出や社会参加のきっかけづくりに有効である。
- 実践的な取り組み事例を、情報誌等に掲載する場合は、はじめての方でもイメージがわきやすくなるような工夫が重要である。
- 高齢者のサークル活動等の多くは、高齢者に仲間入りしたばかりの方にとっては入りにくい印象を受けることがある。参加しやすくするための情報提供が必要である。
- 広報紙、チラシ、ポスター等、既存の周知方法では、必要な情報を確実に提供することが難しくなっている。今後は、必要な情報を広く届けていくための新たな仕組みづくりが必要である。

課題2 高齢者の見守り

【区への提言】

練馬区高齢者基礎調査（平成23年3月）によると、見守りに対する高いニーズがうかがえる。調査結果では、介護サービス利用の有無に関わらず「簡単な健康状態のチェックを受ける」「定期的に訪問してもらう」「定期的に電話をもらう（安否の確認など）」の割合が高い。また、定期的な訪問の頻度は、「週に1～2回」を希望する割合が最も高いことがわかる。

高齢化率の上昇に伴い、これらのニーズは今後も高まると予想される。

区は、このような現状を踏まえ、第5期計画においては、下記の施策を推進することが求められる。

1 日常の見守り活動の推進

(1) 高齢者見守りネットワークの充実・拡大

ネットワークを構成している、民生委員、町会・自治会、老人クラブ、NPO等の団体相互の連携を深めるとともに、事業者等の関係者を幅広くネットワークに加えていく必要がある。

高齢者相談センターは、ネットワークの中心となり、情報の集約や、見守り活動の連携、調整を図る必要がある。

また、現在は見守りの必要が無い方であっても、将来は家族構成や心身状況等が変化して必要となることも想定される。このような方々に対し、ネットワーク関係者が日頃から状況を把握し、緊急時には、速やかに必要なサービスにつながるよう、連携することが重要である。

(2) 認知症高齢者の徘徊対策

認知症の早期発見・保護のため、日常的に声を掛け合える地域づくりを行い、徘徊発生時には登録者に情報提供できる仕組みを構築する必要がある。

(3) 見守り対象者が多い地域の体制整備

高齢化率が著しい集合住宅等、見守りが必要な方が多い地区に対しては、見守りや安否確認等を強化するために、当該地域に見守り機能を持つ拠点の設置を検討する必要がある。

2 災害発生時の支援

災害等の発生時には、日常的に地域で活動する高齢者見守りネットワークの関係者により安否確認等がなされることが望まれる。しかし、災害の状況によっては、見守りを必要とする高齢者全員を速やかに支援することが困難となる状況も想定される。

区は、災害時の支援活動が円滑に行われるよう、支援を必要とする高齢者を的確に把握するための災害時要援護者名簿の作成・整理に取り組む必要がある。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、見守りが必要な高齢者の安否確認等について検討を進めていく必要がある。

【委員個別意見】

1 日常の見守り活動の推進

- 民生委員は、地域の見守り活動の中心的な役割を果たしているが、高齢者人口が増加している状況を踏まえ、民生委員が全てを担うのではなく、他の機関・団体等との協働により見守りを充実する必要がある。
- オートロック式の集合住宅等、訪問活動が難しい世帯が多い都市部特有の問題を念頭に置いた施策を検討する必要がある。
- 老人クラブ等が、身近な地域で自主的な活動の一環として行う、見守り活動は重要である。これらの団体の活動を推進するため、積極的に支援するべきである。
- 見守りを必要とする高齢者に対し、見守り活動に従事するボランティア等の人数が不足している地域がある。一方、充足している地域も存在している。高齢者相談センター支所を拠点とする、見守りネットワークの体制は維持しつつ、区が全体的な調整役を果たし、管轄区域を越えてフォローをする等の柔軟な運用を検討するべきである。
- 介護サービスを中心とする、各種サービスの利用者への見守りを充実すると同時に、サービス未利用者で見守りの必要性が高い方への支援のあり方を検討していくことが求められている。
- 高齢者見守りネットワークの充実に取り組む中で、見守りの必要性が高い高齢者を的確に把握できているかどうかを検証していく必要がある。
- 今後の施策推進を有効なものとするため、高齢者相談センター等へ、日々寄せられる相談等から、高齢者の潜在的なニーズを分析する必要がある。
- 見守りの充実には、隣近所での「声かけ運動」をはじめ、郵便受けに新聞がたまっている、夜間に電気が点いていない等の、日常生活のちょっとした変化への気付きを意識し声かけができる、住民同士の顔の見える関係づくりを推進する必要がある。
- 見守りの充実には、見守りを必要とする高齢者本人のみならず、介護家族等を含めた視点で施策を推進する必要がある。

2 災害発生時の支援

- 「災害時要援護者名簿」は、緊急時の安否確認等の支援を必要とする高齢者の把握に有効である。名簿登録への呼びかけを積極的に行うべきである。
- 「ひとりぐらし高齢者」への対応は重要であるが、その心身状況や生活実態は多様であることを念頭に置く必要がある。支援に際しては、各々の高齢者の要望に配慮した方法を検討する必要がある。
- 災害発生等の緊急時に、高齢者見守りネットワークを活用し、どのような支援が可能かを、地域の様々な機関・団体・事業者等と協働し、検討していくことが重要である。
- 災害発生時の要援護者への安否確認について、迅速、確実に実施できるよう、日頃から、手順の確認や訓練を実施する必要がある。

課題3 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援

【区への提言】

住まいは、「衣」、「食」と並ぶ生活の根幹に関わる、極めて重要な要素であり、安定した生活を営む上で、欠かすことのできないものである。特に、高齢期においては、家族構成、心身状況等の様々な変化にあわせ、適切な住まいづくりや住まい方を考える必要が生じる。

区は、このような現状を踏まえ、第5期計画においては、下記の施策を推進することが必要である。

1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境づくり

(1) 高齢期を過ごすための住宅改修の促進

心身状況が変化してもできるだけ住み慣れた自宅等で暮らすために、適切な住宅改修が行えるよう支援する必要がある。

(2) 民間賃貸住宅に高齢者が入居しやすい環境づくりの促進

高齢者であることを理由に民間賃貸住宅の契約が困難になる方を支援する必要がある。

(3) 在宅高齢者向けサービスの連携、充実

安心して在宅生活を継続するために、自宅の身近な地域で、介護保険サービスをはじめ、医療、予防、その他の生活支援サービスが連携して効果的に提供される環境づくりに取り組む必要がある。

また、介護保険サービスにおいては、在宅高齢者が利用できる地域密着型サービスの整備を促進することが重要である。小規模多機能型居宅介護拠点の充実等、練馬区が他区に先駆けて高齢期の住まいの環境づくりを推進していることは評価できる。今後は、練馬区の特長や、こうした施設・拠点の活用法等を区民に積極的に周知し、さらに整備を促進することが必要である。

(4) 見守りの仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、家族構成や心身状況が変化したとき、あるいは緊急対応が必要なときに、速やかに必要なサービスが受けられるという安心感が欠かせない。このために、日常的な生活

支援サービスを提供する民生委員、町会・自治会、老人クラブ、NPO等の様々な関係者による「高齢者見守りネットワーク」を充実、強化する必要がある。

2 心身状況に応じた各種サービスのある住まいづくり

(1) 高齢者向けの公的住宅の確保

区営住宅の入居機会、入居資格の適正化に努めるとともに、中長期的な維持管理計画に基づく長期的な活用を図る必要がある。

区立高齢者集合住宅においても、入居機会の確保に努める必要がある。

また、都営住宅についても、老朽化した住宅の建替時に、家族向けの間取りを、高齢単身者および高齢者のみ世帯向けの小さな部屋にリフォームし、戸数を増やす工夫等、高齢者向け住戸の確保を東京都へ要請していくことが必要である。

(2) 心身状況にあわせた住まいの提供

家族構成や心身状況により自宅での生活が困難になった高齢者の住まいの整備・確保に努める必要がある。

3 心身・生活状況にあった住まい確保に向けた情報提供・相談

平成23年度の高齢者の住まいに関する制度改正を受け、高齢期の心身状況等にあった住まいづくりが円滑に行われるよう、高齢者相談センター（地域包括支援センター）において、生活相談や介護相談とあわせて住まいに関する相談を充実させる必要がある。

同時に、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、成年後見制度および、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業等の周知、利用促進を図り、高齢者の権利が適切に擁護される仕組みの充実に取り組む必要がある。

また、高齢期での住宅改修は、居住者の大きな負担になることから、体力・資力に余裕がある早期からの計画的な改修を考えるためのきっかけづくりにつながる情報提供等が重要である。

4 高齢期の住まいのあり方の研究と新たな施策づくりの促進

住み慣れた地域での暮らしを支える基本となる「住まい」のあり方については、地域包括ケアシステムを支える柱の一つとして、国・東京都においても重要課題と位置付けられている。

区は、高齢者の居住安定確保に向けた国や東京都の計画・施策の動向等を注視しつつ、第5期計画期間中に、高齢期の住まいのあり方についての研究と新たな施策の展開を進めていく必要がある。

【委員個別意見】

1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境づくり

- 区がこれまで取り組んできた、住宅改修等の事業は、非常にきめ細かな対応がなされている。今後の施策の方向性を考えるにあたっては、新たな制度を創るだけでなく、既存の制度の活用・充実に力点を置くべきである。
- 区内の各種機関・団体等が自主的に開催する講座・勉強会等の取り組みを支援し、多くの方が住まいづくり、住まい方について主体的に考えるきっかけとなる場や機会の提供を図る必要がある。
- 緊急通報システムについて、高齢者のニーズに対し、通報を受ける側の体制が十分なものとなるよう、区は、仕組みの充実に力点を置く必要がある。

2 心身状況に応じた各種サービスのある住まいづくり

- 各種サービスの提供と同時に、各々のサービスが、住まいを中心に連携されながら提供される体制を目指すべきである。
- 高齢者の住まいに伴い提供されるサービスは、介護サービスが中心となるが、多くの高齢者は同時に医療サービスも必要としている。国・都の施策の推進に合わせ、在宅高齢者に対する介護・医療サービスの充実に取り組む必要がある。
- 高齢者の住まいとなる場合は、個人の自宅から介護保険施設まで様々である。どのような種類の住宅・施設であっても、高齢者の暮らしの質が一定の水準を満たすものとなるよう支援していく必要がある。
- 高齢者本人の心身状況の変化ばかりでなく、介護に携わる家族等の心身の状況によって、高齢者の生活環境が一変してしまうことがある。本人のみならず、介護家族等への支援についても検討する必要がある。

3 心身・生活状況にあった、住まい確保に向けた情報提供・相談

- 心身・生活状況が変化したときの意向として、住み慣れた地域に住み続けたい、適切なサービス提供が受けられる住まいへ転居したい等、様々なニーズが存在する。多くの方にとって役立つ情報を適切な時期に周知できるように工夫する必要がある。
- 住まいに関する補助制度等は様々なものがあるが、個々のケースにあわせ、どのような支援が必要か、分かりやすいアドバイスが受けられる場・機会の充実を図る必要がある。
- 住まいのガイドブック等は、発行のみならず発行後の活用方法についても視野に入れる必要がある。
- 今後、住まいづくり、住まい方に関する選択肢はますます多様となる。反面、高齢者にとって必要な情報の選択が難しくなる懸念があるので、専門的な相談に対応できる機関の充実が必要である。

4 高齢期の住まいのあり方の研究と新たな施策づくりの促進

- 練馬区の現状の把握および他自治体との比較分析を行い、施策へ反映させる必要がある。
- 練馬区の地域特性を踏まえた、独自性のある施策を検討し、計画上の事業としてしっかりと位置付け、推進していくべきである。

[3] 資 料

1 練馬区高齢者保健福祉懇談会の設置について

平成 22 年 9 月 1 日

22 練福高第 1648 号

(設置)

第 1 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づき、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする第 5 期高齢者保健福祉計画の策定にあたり、区民および識者の意見等を計画に反映させるため、練馬区高齢者保健福祉懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(構成)

第 2 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 学識経験者 3 名程度
- (2) 高齢者の保健福祉関係者 10 名程度
- (3) 区民 6 名程度

2 懇談会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は懇談会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 3 懇談会は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(所掌事項)

第 4 懇談会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 高齢者の保健福祉施策(原則として介護保険分野を除く)に関する事項
- (2) その他、会長が必要と認める事項

(委員の任期)

第 5 懇談会委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 6 懇談会の庶務は、福祉部高齢社会対策課で処理する。

(公開)

第 7 懇談会の会議は、公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(謝礼)

第 8 区長は、懇談会委員に謝礼を支払うものとし、その額は別に定める。

(その他)

第 9 上記に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

2 練馬区高齢者保健福祉懇談会 開催経過

回数	開催日・会場	主な検討内容
第1回	平成22年11月22日(月) 練馬区役所本庁舎20階交流会場	① 委員委嘱 ② 会長および会長代理の選出 ③ 練馬区高齢者保健福祉懇談会の進行方法、検討課題の確認 ④ 第4期計画期間における練馬区の現況
第2回	平成23年1月11日(火) 練馬区役所本庁舎20階交流会場	① 練馬区高齢者基礎調査の実施 ② 第4期計画期間における国・東京都の現況 ③ 検討課題の論点整理
第3回	平成23年7月5日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 練馬区高齢者基礎調査の報告 ② 課題検討 「地域貢献につながる社会参加の促進」
第4回	平成23年8月12日(金) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 課題検討 「高齢者の見守り」 ② 課題検討 「高齢期の住まいづくり、住まい方の支援」
第5回	平成23年8月26日(金) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 練馬区高齢者保健福祉懇談会報告書まとめ

3 練馬区高齢者保健福祉懇談会 委員名簿

選出区分	氏名	所属
公募区民 (6名)	大河原 佳子	公募委員 (豊玉北 在住)
	斉藤 久子	公募委員 (旭 丘 在住)
	佐藤 綾子	公募委員 (大泉学園町 在住)
	長井 詳典	公募委員 (旭 町 在住)
	永原 節子	公募委員 (下石神井 在住)
	西 和彦	公募委員 (大泉学園町 在住)
高齢者の 保健福祉 関係者 (10名)	岩崎 和夫	(社)東京都宅地建物取引業協会 練馬区支部 副支部長
	田中 正裕	(社)東京都建築士事務所協会 練馬支部 副支部長
	中村 喜江	(社福)育秀会 理事長 特別養護老人ホーム第2 育秀苑 施設長 (練馬区介護サービス事業者連絡協議会 施設分科会)
	青木 伸吾	(有)アオキ トゥーワン代表取締役 (練馬区介護サービス事業者連絡協議会 住宅改修分科会)
	石川 貴洋	(財)練馬区都市整備公社 練馬まちづくりセンター 所長
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長
	小美濃 千鶴子	練馬区民生児童委員協議会 代表副会長
	大垣 喜久江	(社福)練馬区社会福祉協議会 ボランティア・地域福祉推進センター 所長
	川島 一夫	(社)練馬区シルバー人材センター 副会長
	城間 恒洋	(社福)奉優会 練馬区立豊玉高齢者センター 所長
学識経験者 (3名)	◎ 市川 一宏	ルーテル学院大学 学長
	○ 児玉 桂子	日本社会事業大学大学院 特任教授
	佐藤 繭美	法政大学 現代福祉学部 准教授

※ ◎ : 会長 ○ : 会長代理